

第 1 回阿蘇市議会会議録

1. 令和 3 年 2 月 26 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 令和 3 年 3 月 12 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 令和 3 年 3 月 12 日 午前 11 時 41 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番 佐藤 和宏	2 番 佐藤 菊男
3 番 児玉 正孝	4 番 甲斐 純一郎
5 番 立石 昭夫	6 番 竹原 祐一
7 番 岩下 礼治	8 番 谷崎 利浩
9 番 園田 浩文	10 番 菅 敏徳
11 番 市原 正	12 番 森元 秀一
13 番 大倉 幸也	14 番 田中 弘子
15 番 五嶋 義行	16 番 藏原 博敏
17 番 古木 孝宏	18 番 田中 則次
19 番 河崎 徳雄	20 番 湯浅 正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長 佐藤 義興	副 市 長 和田 一彦
教 育 長 阿南 誠一郎	総務部長(選管事務局長) 高木 洋
市民部長(福祉事務所長) 宮崎 隆	経 済 部 長 阿部 節生
土木部長(水道局長) 吉良 玲二	教 育 部 長 山口 貴生
阿蘇医療センター事務部長 井野 孝文	総 務 課 長 村山 健一
福 祉 課 長 松岡 幸治	農 政 課 長 佐伯 寛文
建 設 課 長 中本 知己	財 政 課 長 廣瀬 和英
教 育 課 長 藤井 栄治	会計管理者(会計課長) 大塚 浩二
監査委員事務局長 山本 繁樹	政策防災課長 加藤 勇二郎
ほけん課長 古閑 茂雄	観 光 課 長 秦 美保子
住 環 境 課 長 藤田 浩司	人権啓発課長 市原 吉治
市 民 課 長 森永 智保	まちづくり課長 荒木 仁
水 道 課 長 浅久野 浩輝	税 務 課 長 市原 修二
内 牧 支 所 長 加来 隆浩	波野支所長 岩下 勝則

農業委員会事務局長 渡 邊 一 倫

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本 山 英 二 議会事務局次長 市 原 多喜男
書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第10号 令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第11号）について
- ② 議案第16号 令和2年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第2号）について
- ③ 議案第17号 令和2年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第3号）について
- ④ 議案第19号 令和3年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑤ 議案第25号 令和3年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について
- ⑥ 議案第26号 令和3年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について
- ⑦ 議案第27号 令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について
- ⑧ 議案第28号 令和3年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第2号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について
- ② 議案第3号 阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第9号 阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の廃止について
- ④ 議案第10号 令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第11号）について
- ⑤ 議案第13号 令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について
- ⑥ 議案第14号 令和2年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- ⑦ 議案第15号 令和2年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について
- ⑧ 議案第18号 令和2年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第3号）について
- ⑨ 議案第19号 令和3年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑩ 議案第22号 令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について
- ⑪ 議案第23号 令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について
- ⑫ 議案第24号 令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ⑬ 議案第30号 令和3年度阿蘇市病院事業会計予算について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第1号 阿蘇市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について

- ② 議案第 4 号 阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について
- ③ 議案第 5 号 阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について
- ④ 議案第 6 号 阿蘇市森の体験交流施設条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 7 号 阿蘇市放置自転車防止に関する条例の一部改正について
- ⑥ 議案第 8 号 阿蘇市波野総合地域施設条例の廃止について
- ⑦ 議案第 10 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について
- ⑧ 議案第 11 号 令和 2 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- ⑨ 議案第 12 号 令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- ⑩ 議案第 19 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑪ 議案第 20 号 令和 3 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について
- ⑫ 議案第 21 号 令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について
- ⑬ 議案第 29 号 令和 3 年度阿蘇市水道事業会計予算について
- ⑭ 議案第 31 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）
- ⑮ 議案第 32 号 市道路線の認定について
- ⑯ 議案第 33 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑰ 議案第 34 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑱ 議案第 35 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑲ 議案第 36 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑳ 議案第 37 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ㉑ 議案第 38 号 和解及び損害賠償の額の変更について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

会期日程等につきまして、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

本日 9 時 30 分より議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過と結果について御

報告いたします。

まず、一般質問の取扱いにつきまして、今期定例会の一般質問の通告者は 15 名予定されております。したがって、一般質問を 3 月 15 日と 16 日の 2 日間とし、15 日 8 名、16 日 7 名といたしましたので、議員各位の御協力をお願いいたします。

次に、執行部より議案 6 件、委員会発議 1 件の追加議案が提出されました。したがって、本日議案の配付を行い、16 日の一般質問の後に日程に追加して議題とすることとし、追加議案の審議につきましては委員会付託を省略しまして採決することにいたしました。

また、選挙管理委員会委員及び補充員の任期が令和 3 年 3 月 30 日をもって満了しますので、本市議会は速やかに選挙を行う必要がありますが、これにつきましても日程に追加して行うことにいたしました。

なお、執行部の申出により本日の議会閉会後に全員協議会を開くことといたしましたので、出席のほど、よろしくをお願いいたします。場所は、こちら本会議場で行います。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に従いまして、議事を進めてまいります。

日程第 1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第 10 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について
- ② 議案第 16 号 令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）について
- ③ 議案第 17 号 令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について
- ④ 議案第 19 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑤ 議案第 25 号 令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について
- ⑥ 議案第 26 号 令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について
- ⑦ 議案第 27 号 令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について
- ⑧ 議案第 28 号 令和 3 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第 10 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について」他 7 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、田中弘子君。

○総務常任委員長（田中弘子君） おはようございます。総務常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和3年第1回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案8件であります。3月3日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第10号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第11号）について」であります。

まず、「税務課」の予算について審査を行いました。

税務課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

総務課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「財政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「市債の37億7,000万円は、少し多いように感じる。後々の負担が大きくなるのでは。」との質疑があり、財政課長から、「市債の主な増加要因は、防災行政無線デジタル化整備事業の17億円です。この事業費を全額起債で借り入れますが、緊急防災・減災事業になるため、次年度以降に70%の交付税措置があります。予算編成に当たっては、なるべく起債借入れは抑えながら、交付税措置率の高い有効な起債の活用を努めていきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「政策防災課」の予算について審査を行いました。

委員より、「今ある約4,500灯の防犯灯のうち1,200灯ほどがLEDに切り替わっているとのことだが、4,500灯すべてがLEDになった場合、市が負担する電気料はどのくらいになるのか。」との質疑があり、政策防災課長から、「全体的な見込みは出していません。防犯灯にも種類があり単純には言えませんが、通常の防犯灯であれば、1灯当たり約300円から半額の約150円になると聞いています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「地方バス運行等特別対策補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により負担が増えているが、来年度も増額となるのか。」との質疑があり、課長から、「経費が上がれば負担金に跳ね返るため、産交バスにも経費削減に努めるよう申入れをしているところです。また、これからの新型コロナウイルス感染症の状況次第にもなりますが、利用者が減り運行収入が下がれば、来年度の負担金もそれ相当に上がるものと考えています。」との答弁がありました。また、別の委員より、「結局、県内の赤字路線を減らさないと各自治体の負担が多くなると思う。利用者がほとんどいないような路線は、淘汰されることもやむを得ないとも思うが。」との質疑があり、課長から、「現在、産交バスから阿蘇市内路線の細かい利用状況データをいただき、負担金を抑制していくために実走距離を抑えた再編について、協議を進めているところです。」との答弁がありました。さらに、委員より、「新型コロナウイルス感染症とは、収束に向かうまで、うまく付き合っていけないといけない状況であり、様々な場面で新しい生活様式に変えていく必要もある。市民の方々へも

説明し納得いただきながら、必要最低限の路線としなければ負担額は減少しないと感じる。」との意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 16 号「令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」、議案第 17 号「令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について」を一括議題として審査を行いました。

財政課長から補足説明があり、審査を経た結果、議案第 16 号並びに議案第 17 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 19 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「税務課」の予算について審査を行いました。

委員より、「地籍調査の外部委託料について、波野地区のみで一の宮地区の分は入っていないとのことだが、少しでも早く終わらせるためにも両地区を同時進行することはできないのか。」との質疑があり、地籍係長から、「波野地区の外周にある一の宮地区の字や所有者に不明な点も多いことから、波野地区を終えてから一の宮地区へ移るほうが、事務をスムーズに進められるものと考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「新型コロナウイルス感染症の影響等により税収が減ることから、予算編成などに影響しないよう、財政課への調定報告等が密に必要になってくると思うが。」との質疑があり、税務課長から、「調定については、各税目で見込みがある程度ついた時点で、随時報告しています。また、新型コロナウイルス感染症の発生以降は、財政課とより連携を図るために、毎月、調定見込額などの報告も行っています。」との答弁がありました。

次に、「内牧支所」の予算について審査を行いました。

内牧支所長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「波野支所」の予算について審査を行いました。

委員より、「買い物支援について検討するとの話であったが、その後の進展は。」との質疑があり、波野支所長から、「買い物支援については、昨年度に実証実験事業を行い好評であったことから、現在、福祉バスを活用した買い物支援便の運行準備を進めています。」との答弁がありました。

次に、「会計課」の予算について審査を行いました。

会計課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「監査委員事務局」の予算について審査を行いました。

監査委員事務局長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

委員より、「プリンター保守料 591 万円は、5 年分をまとめて支払うことで、1 年ずつ支払うよりも 80 万円ほど安くなるとのことだが、ほかにも可能な部門があれば、検討するのか。」との質疑があり、総務課情報管理室長から、「今回は、業者側から提案をいただきましたが、今後も削減できる保守契約等があれば、検討していきたいと考えています。」との答弁がありました。さらに、委員より、「かなりの経費削減にもつながると思うので、各課で

も検討してもらいたい。」との意見がありました。

次に、「選挙管理委員会」の予算について審査を行いました。

委員より、「茗ヶ原地区について、高齢の方のためにも投票場の設置が必要に思うが、公民館など利用できる施設はあるのか。」との質疑があり、選挙管理委員会事務局次長である総務課長から、「茗ヶ原地区には公民館がなく会場の確保が難しいため、旧阿蘇町時代から内牧地区を投票区としています。期日前投票に際し、車で巡回する移動投票所を設ける自治体もありますので、将来的には検討していく必要性を感じています。」との答弁がありました。

また、別の委員から、「ポスター掲示場については、どこに設置してあるのかわからない場所も見受けられる。委託業者が設置する際に、なるべく道路沿いに立てるよう指示できないか。」との質疑があり、総務係長から、「委託業者には場所を指定して設置を依頼しています。設置場所は、区長と協議し、地権者の同意を得た上で決定していますので、場所を変更する場合は、再度地元区長と協議し、人目につきやすい場所への設置に努めていきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「財政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「市税の大幅な減収等に伴い、今後の歳入確保や経常収支比率について、どのように考えているか。」との質疑があり、財政課長から、「新型コロナウイルス感染症の影響で市税等が減収となり、公債費も増加傾向にありますので、行財政改革を進めながら、経常経費の抑制に努め、財源確保に取り組んでいきたいと考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「繰り入れる財政調整基金の 7 億円については、予算費目等に縛られることなく自由に運用できるのか。」との質疑があり、課長から、「財政調整基金繰入金については、一般財源になり、基本的に使途に制限はありません。各費目で予算が不足する場合に活用できるものです。」との答弁がありました。

次に、「政策防災課」の予算について審査を行いました。

委員より、「消防団のOB団員について、どのように考えているのか。」との質疑があり、政策防災課長から、「OB団員については、令和 2 年 4 月から制度を導入しており、現在 12 名に加入していただいています。現在の消防団員は、ほとんどが昼間勤めているため、昼間の火災活動にすぐ駆けつけることができないことから、地元にいるOB団員の協力はぜひ必要な状況です。今後、各班にOB団員に加入していただけるよう推進していきます。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「公用車のドライブレコーダーについては、既に何台ぐらい搭載済みなのか。公用車の事故があった際に搭載車ではないものも見受けられる。安価でも性能のいいものもあるので、早期の整備を進めては。」との質疑があり、課長から、「年間 10 台程度ずつ整備を進めています。35 台に搭載済みですので、残り約 75 台について順次、整備を行う予定です。」との答弁がありました。

次に、「議会事務局」の予算について審査を行いました。

委員より、「議会中継システムについては、本庁舎と両支所のロビーで視聴している市民の方は、ほとんどいない。手軽に視聴ができるYouTubeなどへの切替えは検討できないか。」との質疑があり、議会事務局長から、「昨年設置された議会活性化特別委員会では、『広聴・広報の充実』を議題の一つとしています。今後、この特別委員会の中で議会中継における環境整備についても議論されると思いますので、その結果を踏まえて検討していきます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 25 号「令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」、議案第 26 号「令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」、議案第 27 号「令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」、議案第 28 号「令和 3 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」を一括議題として審査を行いました。

財政課長から補足説明があり、審査を経た結果、議案第 25 号から議案第 28 号までは原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 10 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について」並びに議案第 19 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計予算について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 10 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について」並びに議案第 19 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

お諮りいたします。議案第 16 号「令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」並びに議案第 17 号「令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について」は一括してお諮りしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

それでは、議案第 16 号並びに議案第 17 号については、一括して採決をいたします。

議案第 16 号並びに議案第 17 号に対する委員長の報告は可決であります。議案第 16 号並びに議案第 17 号については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 16 号並びに議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 25 号「令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」から議案第 28 号「令和 3 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」までの各財産区特別会計予算については一括してお諮りしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

それでは、議案第 25 号「令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」、議案第 26 号「令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」、議案第 27 号「令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」及び議案第 28 号「令和 3 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」を一括して採決をいたします。

議案第 25 号から議案第 28 号までの委員長の報告は可決であります。議案第 25 号から議案第 28 号までについては、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 25 号から議案第 28 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 2 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について
- ② 議案第 3 号 阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第 9 号 阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の廃止について
- ④ 議案第 10 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について
- ⑤ 議案第 13 号 令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- ⑥ 議案第 14 号 令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ⑦ 議案第 15 号 令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ⑧ 議案第 18 号 令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 3 号）について
- ⑨ 議案第 19 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑩ 議案第 22 号 令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について
- ⑪ 議案第 23 号 令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について
- ⑫ 議案第 24 号 令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ⑬ 議案第 30 号 令和 3 年度阿蘇市病院事業会計予算について

○議長（湯浅正司君） 次に、文教厚生常任委員会に付託をいたしました、議案第 2 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」他 12 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、森元秀一君。

○文教厚生常任委員長（森元秀一君） おはようございます。文教厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和3年第1回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案13件であります。3月4日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第2号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第3号「阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について」であります。

人権啓発課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第9号「阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の廃止について」であります。

委員より、「この条例は、保護者や子どもたちのJR豊肥本線不通という事態の中で、少しでも援助をいただき、非常に良い条例だったと思うが、その間の助成金の総額等はどれくらいか。」との質疑があり、教育部長から、「高校生が66名、中学生が3名の総数69名が登録し、延べ利用者数は501名となっています。事業費としては253万円となります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第10号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第11号）について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より、「旧古城小学校屋根改修工事の中で、現在使用している『あそら』の事業形態と利用人数等について具体的説明を。」との質疑があり、教育部長から、「養育が必要な児童を対象とした放課後デイサービス事業を行っています。熊本地震以来、施設が使用できなくなり、阿蘇市の利用者が多くあったことから相談を受け、旧古城小学校を貸し出しているものであります。」との答弁がありました。また、別の委員より、「阿蘇市の施設であれば当然市が修理を行わなければならないが、今回の契約はどういったものなのか。」との質疑があり、部長から、「今回は、市の計画ではなく、事業者からの申出により行うものであるため、屋根の改修費については、覚書によって市の費用負担なしで工事を行うものです。」との答弁がありました。

次に、「人権啓発課」の予算について審査を行いました。

委員より、「新型コロナウイルス感染症がまだ収束していない中、イベント関係はどう予想されているのか。」との質疑があり、人権啓発課長から、「そのときの状況によって、急遽

中止もあり得ますが、今のところ例年どおり実施する方向で計画していきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

市民課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

福祉課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

ほけん課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 13 号「令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 14 号「令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 15 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 18 号「令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 3 号）について」であります。

委員より、「医業外収益の補助金は、臨時収入として病院としては非常によかったと思うが、今後いつまで続くのか、何か示されているのか。」との質疑があり、医療センター事務部長から、「今のところ、国から 4 月以降の補助金案内は来ていません。現状では、ワクチン接種も順次始まってきますが、病院の陽性患者受入体制はしばらく維持しないといけませんので、当然補助金も継続してくれるものと思っています。ただし、補助金が打ち切りになれば、経営に大きく影響しますので、日頃から情報を入手しながら対応をしております。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 19 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より、「部活動指導員謝金の対象者は何名なのか。また、指導によって資格取得が必要なのか。」との質疑があり、教育長から、「中学校は、専門的な種目があり、学校の先生だけではなかなか指導ができず、外部からの僅かな謝金があるだけで、ボランティアでお願いしていました。今回国が働き方改革の一つとして指導者を雇用し、その謝金を支払う制度が

できましたので、市としましては、協議を行った結果、まず中学校女子ソフトボール部の指導者をこの事業で申請しております。」との答弁がありました。また、別の委員より、「今までボランティアで休みなく指導していただいていたので、ありがたい制度だと思う。今後お金が絡むと不平不満が出てくる可能性もあるので選考基準をしっかりと定め、指導者の方々に説明していただきたい。」との意見がありました。

別の委員より、「アゼリア 21 の休止に関しては、一般の市民の方々は非常に困惑し不安に思っている。行政として発信をきちんとやってもらいたい。」との質疑があり、教育部長から、「現状と経緯について改めて各議員に説明をしたいと思いますが、今後の方針としましては、不安に思われている市民の方々がたくさんおられますので、検討準備委員会で熟慮し、検討を重ねてまいります。」との答弁がありました。

次に、「人権啓発課」の予算について審査を行いました。

人権啓発課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

委員より、「塵芥車の新規リースが計上されているが、塵芥車の耐用年数はどのくらいなのか。」との質疑があり、生活衛生係長から、「塵芥車の更新については、13 年経過を基準として更新し、安全性の確保と維持費の軽減を図っています。しかし、エンジンや車体、また積込み架装部が良好な状態であれば、13 年経過後での更新も考えられます。」との答弁がありました。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より、「子ども医療費事業の補助金について、詳しい説明を。」との質疑があり、福祉課長から、「0 歳から 3 歳までの医療費自己負担、及び多子世帯の 4 歳から 6 歳までの入院に係る医療費自己負担額については、県の 2 分の 1 の補助がありますが、全体事業費の 9 割は一般財源です。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

委員より、「健康ポイント事業については、どれくらい加入しているのか。また、どのように周知し、市民の関心度は。」との質疑があり、ほけん課長から、「歩き出す 2020 は 6 月からスタートし、現在 293 名の登録をいただいています。次年度からは、熊本連携中枢都市圏事業として県下 14 市町村で連携した事業に移行して実施します。ポイントを獲得できる項目を追加し、楽しみながら健康づくりができる仕組みを継続していきます。周知に関しましては、ホームページやお知らせ端末、広報誌に加えアプリ登録者からの口コミ等でさらなる参加者の増加を期待しています。」との答弁があり、また、市民部長から、「熊本連携中枢都市圏事業だけではなく、今後は市単独で取り組んでいく部分があるかと思えます。事業を変化させながら健診率のアップ、医療費の削減につなげていきたいと思えます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 22 号「令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」であります。

委員より、「特定健診の受診者数は、どれくらいで推移しているのか。」との質疑があり、ほけん課長から、「2,200人程度で推移しています。昨年は、新型コロナウイルス感染症の関係で減少が危ぶまれましたが、ユニットハウス設置等の感染症対策により、受診者は昨年より増えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第23号「令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」であります。

委員より、「介護給付費の説明で、要介護認定者数の伸びが小さくなった要因は。」との質疑があり、ほけん課長から、「地域のサロン事業など、外出の機会が増えるような介護予防事業の取組が少しずつ実っているのではと思っています。また、健診を受けた後に、地区担当の保健師などによる個別保健指導を行っていますので、病症の重度化防止などにつながっていると思います。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第24号「令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」であります。

委員より、「一体的実施事業について、再度説明を。」との質疑があり、保健予防係長から、「高齢化社会に向けて健康寿命の延伸と社会保障費の安定を目的に始まった事業で、これまで国保の特定健診、特定保健指導、74歳までの保健指導を重点的に行っていましたが、それを高齢者の保健事業までつなげて実施し、併せて介護予防も行い、一体的に進めるものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第30号「令和3年度阿蘇市病院事業会計予算について」であります。

委員より、「オンライン資格確認関係補助金はマイナンバーカード関連ということだが、詳しく説明を。」との質疑があり、医療センター事務部長から、「国が進めています、マイナンバーカードを保険証として使えるように、今回オンライン資格確認対応システム改修業務委託料を390万3,000円計上しています。本年3月までに顔認証付きカードリーダーの申込みをすれば、定額補助が受けられます。今のところ、病院に3台、波野診療所に2台導入予定です。」との答弁があり。

また、別の委員より、「新型コロナウイルス感染症の予防接種は、どのような体制で行うのか、医療センターが中心となるのか。」との質疑があり、部長から、「医療従事者の先行接種をする際に体制を整え、継続しながら住民接種に移行する予定です。住民接種は、阿蘇医療センター、阿蘇温泉病院、大阿蘇病院、阿蘇やまなみ病院の4病院が基本型接種施設ということで超低温冷凍庫であるディープフリーザーを設置してワクチンを受け入れ、それ以外の医院についてはサテライト型接種施設としてグループ分けをし、ワクチンを小分けにして接種を行います。接種希望者が、かかりつけの医療機関でなるべくできるよう個別接種を推進しています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 10 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について」並びに議案第 19 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計予算について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

6 番議員、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 6 番、竹原です。

私は、議案第 24 号、後期高齢者の予算ですけれど、この予算については、基本的に、今、菅政権は 75 歳以上の 370 万人を対象に医療費の窓口負担の値上げをすると決定をしています。ですから、今回の予算というのがあくまでも値上げを前提とした予算であるということで、私は反対の立場でこの議案には反対をします。

○議長（湯浅正司君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 10 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について」並びに議案第 19 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 2 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号「阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号「阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の廃止について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号「令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号「令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号「令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 3 号）について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号「令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号「令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号「令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

反対討論がありましたので、議案第 24 号は起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 座ってください。

起立多数です。したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 30 号「令和 3 年度阿蘇市病院事業会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、11 時より再開いたします。

午前 10 時 51 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 経済建設常任委員長

① 議案第 1 号 阿蘇市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について

② 議案第 4 号 阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について

- ③ 議案第 5 号 阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について
- ④ 議案第 6 号 阿蘇市森の体験交流施設条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 7 号 阿蘇市放置自転車防止に関する条例の一部改正について
- ⑥ 議案第 8 号 阿蘇市波野総合地域施設条例の廃止について
- ⑦ 議案第 10 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について
- ⑧ 議案第 11 号 令和 2 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- ⑨ 議案第 12 号 令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- ⑩ 議案第 19 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑪ 議案第 20 号 令和 3 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について
- ⑫ 議案第 21 号 令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について
- ⑬ 議案第 29 号 令和 3 年度阿蘇市水道事業会計予算について
- ⑭ 議案第 31 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）
- ⑮ 議案第 32 号 市道路線の認定について
- ⑯ 議案第 33 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑰ 議案第 34 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑱ 議案第 35 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑲ 議案第 36 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑳ 議案第 37 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ㉑ 議案第 38 号 和解及び損害賠償の額の変更について

○議長（湯浅正司君） 次に、経済建設常任委員会に付託をいたしました、議案第 1 号「阿蘇市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について」他 20 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、五嶋義行君。

○経済建設常任委員長（五嶋義行君） 経済建設常任委員会委員長報告を行います。

令和 3 年第 1 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 21 件であります。3 月 5 日、午前 10 時より委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 1 号「阿蘇市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について」であります。

農政課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 4 号「阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について」であります。

委員より、「大型車の駐車料金の設定が追加されているが、今回の改正に至った経緯は。」

との質疑があり、まちづくり課長から、「これまで大型車については料金の設定がなく、普通車と同一の料金で徴収していました。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、これまで1台で来られていた旅行者が、複数台に分乗して来られている状況から、今後は大型車も増えてくることが予想されるため、大型車両を正式に受け入れるための整備を行うものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第5号「阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について」であります。

観光課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第6号「阿蘇市森の体験交流施設条例の一部改正について」であります。

観光課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第7号「阿蘇市放置自転車防止に関する条例の一部改正について」であります。

観光課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第8号「阿蘇市波野総合地域施設条例の廃止について」であります。

農政課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第10号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第11号）について」であります。

まず、「農業委員会事務局」の予算について審査を行いました。

農業委員会事務局長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「クラスター事業の実施が5事業体から2事業体に減少した理由は。」との質疑があり、農政課長から、「当初5事業体から事業実施の要請がありましたが、そのうち3事業体については事業内容の再検討などが必要となり、来年度以降に事業を見送ることになったため減少したものです。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より、「ふるさと納税の取組の中で、最近話題になっている企業版ふるさと納税に対する市の考えは。」との質疑があり、まちづくり課長から、「各課で事業計画を策定し、国に承認していただければ、事業実施に係る財源を企業版ふるさと納税により確保できることとなりますので、関係各課と前向きに協議を進めていきます。」との答弁がありました。委員より、「企業には税額控除のメリットがあり、『阿蘇』のネームバリューは企業に向けても非常に魅力的であるため、全庁的な課題として捉え、しっかりとした取組の方向性を定めて、積極的に推進してほしい。」との意見がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

委員より、「仙酔峡ロープウェイの駅舎間の支柱は、将来どうなるのか。」との質疑があり、観光課長から、「支柱の撤去を行う場合、作業道がないため予想以上の経費が見込まれます。環境省と共に、工事の方法や財源の確保について検討していきます。」との答弁がありました。

次に、「住環境課」の予算について審査を行いました。

住環境課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「建設課」の予算について審査を行いました。

建設課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 11 号「令和 2 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。

委員より、「仙酔峡のミヤマキリシマの下草刈り等の予算が減額されているが、一の宮地域の大事な観光資源であるため、周辺道路の雑木の撤去などを含め、必要最小限の整備は続けてほしいが。」との質疑があり、観光課長から、「今年度は予算を減額しておりますが、経費削減を図りつつ例年どおりの下草刈りは行います。仙酔峡については、一帯的な環境整備に努めていきます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 12 号「令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」であります。

住環境課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 19 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「農業委員会事務局」の予算について審査を行いました。

委員より、「4 ヘクタール未満の農地転用は市で許可できるようになるとのことだが、その説明を。」との質疑があり、農業委員会事務局長から、「令和 3 年度から 4 ヘクタール未満の農地の転用については、阿蘇市が許可することになります。転用面積が 3,000 平方メートル以下の場合、申請締切りから 1 か月程度で許可が出ます。3,000 平方メートルを超える場合は、県の審議会の答申を受けますので、1 か月半程度かかります。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「新規就農者支援事業補助金については、農業で高い収入を得ている方がおられる中、若い人がそこに関心を持つことは喜ばしいことだが、新規就農者への今後の取組は。」との質疑があり、農政課長から、「阿蘇市合併以来、年間 10 名から 20 名近くの新規就農者の定着実績があり、新規就農時の課題の一つである初期投資経費を支援するため、150 万円を限度として補助しています。今後も営農に関するニーズを把握し、新規就農者を対象としたさらなる支援事業等の制度設計に努めていきます。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「有害鳥獣が増え、被害も増加している。有害鳥獣捕獲報奨金を増やして、さらに捕獲を推進すべきであると思うが。」との質疑があり、課長から、「捕獲活動や、新たな被害防止対策に必要な取組を強化するために、報奨金が不足するようであれば、補正等でその都度対応していきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より、「『はな阿蘇美』の食器洗浄機のリース料を支払うための予算が毎年計上されているが、指定管理者が購入する方策は取れないのか。」との質疑があり、まちづくり課長から、「食器洗浄機を整備していることを条件に指定管理者の募集を行っていることから、機器の設置に係る費用は市が負担することになります。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

観光課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より、「市営住宅使用料の滞納繰越分として 376 万 1,000 円が計上されているが、詳しい説明を。」との質疑があり、住環境課長から、「過年度分の滞納額が 1,800 万円余りとなっていますが、予算上はこの 20%を計上しています。できる限り努力をしていきます。」との答弁がありました。さらに、委員より、「滞納額が 1,000 万円を超えている状況であれば、担当課としてはさらに真剣に取り組むべきであり、滞納処分も考えざるを得ない状況ではないか。」との質疑があり、課長から、「財源の確保と、負担の公平性の観点から、早急に取り組むべきであると考えます。昨年の秋に策定したマニュアル等に基づき、滞納の早期解決を図るため、現在は 3 か月から 6 か月ほどの未納期間が発生した時点で、滞納者本人や連帯保証人へ積極的に働きかけています。」との答弁がありました。

次に、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より、「県管理河川護岸雑草処理補助金の詳しい説明を。」との質疑があり、建設課長から、「県の管理河川として黒川、東岳川、西岳川などがありますが、地域の任意団体が年に 1、2 回、河川堤防の雑草処理を行っていますので、このうち 1 回分だけを対象に助成するものです。例年 29 ほどの団体からの申込みに対し 510 万円を助成しています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 20 号「令和 3 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」であります。

観光課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 21 号「令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」であります。

住環境課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 29 号「令和 3 年度阿蘇市水道事業会計予算について」であります。

委員より、「人口減少に伴う年間給水量の減少見込みは。また、将来的に使用料収入が減れば、維持管理費の増加も重なり、水道料金の値上げの検討が必要になるのでは。」との質疑があり、水道課長から、「今回 369 万トンを見込んでおりますが、前年度は 386 万 5,000 トン、前々年度は 457 万 7,000 トンと、年々使用水量は減っております。将来的な値上げについては、来年度、資産及び施設の整備計画書を作成し、今後の施設の改良費と収入のバランスにより、おおよその値上げの時期を見極めていきたいと考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 31 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）」であります。

委員より、「指定管理を安易に解除できないよう、契約する企業側に保証人などをつけることを今後の検討課題にしてほしい。」との質疑があり、政策防災課長から、「『はな阿蘇美』だけでなく他の施設もありますので、今後の課題とさせていただきます。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「施設が老朽化し、指定管理者が営業できなくなった場合の補償は。」との質疑があり、まちづくり課長から、「指定管理の包括協定の中に、不可抗力等で営業継続ができなくなった場合の損害賠償の定めがありませんので、その都度双方で協議することになっています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経て討論を行いました。

委員より、「これまでに保証人を取っておらず、現在も納付金が納められていないものがあることから、保証人を取らないのは大きな問題であると思うので、反対します。」との反対討論がありました。

このため挙手による採決を行った結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 32 号「市道路線の認定について」であります。

建設課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 34 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 35 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 36 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 37 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」を一括議題として審査を行いました。

農政課長から補足説明があり、審査を経た結果、議案第 33 号から議案第 37 号までは原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 38 号「和解及び損害賠償の額の変更について」であります。

住環境課長から、「12 月議会で議決された和解金額について、今回、その不足分の増額変更を審議いただくことになりました。明らかに熊本県町村会の事務手続のミスが原因ですが、

和解当事者として責任を痛感しています。今後二度とこのようなことがないように、関係機関相互の情報共有を徹底し、確実な連携に努めたいと思います。」との補足説明がありました。

委員より、「熊本県町村会の間違いが原因であるのに、市が議会でわびるのはおかしい。熊本県町村会は全員協議会におわびに来られたが、その後は阿蘇市に丸投げし傍聴にも来られない状態では、賛成できる思いになれないことを、熊本県町村会にもつなげてほしい。また、本件を議案として提出するのではなく、変更分のみを専決処分し、報告で終わる方法もあったのではないかとの思いもある。」との意見がありました。

以上のような審査を経て討論を行いました。

委員より、「一度和解したものの変更を、簡単に認めるわけにはいかないので、反対します。」との反対討論がありました。

また、別の委員より、「議会議決の信頼に関する大変重要な問題であるため、各議員がこの議案に対して不満を持っておられるのも事実である。もし、この件が裁判にでもなれば、多額の資金が必要となり、阿蘇市が住民を相手に争うという状況にもなりかねない。また、住環境課に責任はないとしても、議案を提出する責任はある。今回、議案として提出されている以上は、真摯に審議すべきである。」との賛成討論がありました。

このため挙手による採決を行った結果、可否同数となりましたので、委員長採決により本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第10号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第11号）について」並びに議案第19号「令和3年度阿蘇市一般会計予算について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

11番議員、市原正君。

○11番（市原正君） 11番、市原でございます。

委員会の中でも反対討論をいたしましたが、議案第38号、12月の議会で和解をしたことを議会として可決をしている。それを再度出したということ、また、これが熊本県町村会のミスによってできたということ、そういったことを含め、さらにこの議案を議案として出すべきじゃなくて、何か方法がなかったのかということを考えましたときに、今回は反対をいたします。

○議長（湯浅正司君） 6番議員、竹原祐一君。違う案件ですか。

○6番（竹原祐一君） 議案が違います。6番、竹原です。

私は、委員長報告にあるように、議案第 34 号、公の施設の指定管理者の指定についてということで、これはやはり再度保証人を求めますので、反対をいたします。

○議長（湯浅正司君） 補足します。議案第 34 号ではなく、議案第 31 号です。いいですか。他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 10 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について」並びに議案第 19 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 1 号「阿蘇市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号「阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号「阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号「阿蘇市森の体験交流施設条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号「阿蘇市放置自転車防止に関する条例の一部改正について」採決をいた

します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「阿蘇市波野総合地域施設条例の廃止について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号「令和2年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第1号）について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「令和2年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号「令和3年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号「令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号「令和 3 年度阿蘇市水道事業会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）」を採決いたします。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第 31 号は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 座ってください。

起立多数です。したがって、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号「市道路線の認定について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」から議案第 37 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までを一括してお諮りしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

それでは、議案第 33 号から議案第 37 号までを一括して採決をいたします。

議案第 33 号から議案第 37 号までの委員長の報告は可決であります。議案第 33 号から議案第 37 号までについて、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 33 号から議案第 37 号までについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号「和解及び損害賠償の額の変更について」採決をいたします。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第 38 号は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 座ってください。

起立多数です。したがって、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 10 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について」並びに議案第 19 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計予算について」を除く案件について、討論、採決が終わりました。

これより、議案第 10 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について」討論を行います。討論ありませんか。

13 番議員、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 13 番、大倉です。

やすらぎ交流館のコインランドリー導入事業について、反対の立場で討論をいたします。

ここに設置の理由がありますけれども、新型コロナウイルス対策の交付金を使うということで、このことによって地域の衛生、感染対策面の改善、向上を図ると、いろいろこういう理由が書いてありますけれども、ここの部分が納得がいきません。800 万円もの予算を使うのに波野の一部の人が恩恵を受けるという事業は反対をいたします。もっといい方法があるんじゃないかということで反対です。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 10 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について」採決をいたします。

反対討論がありましたので、この議案第 10 号は起立により採決いたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 座ってください。

起立多数です。したがって、議案第 10 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 19 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計予算について」討論を行います。討論はありませんか。

6 番議員、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 令和 3 年度の一般会計予算については、反対の立場で討論をさせていただきます。

私は、この予算の中で人権対策費、これもまた例年どおり 775 万円予算が付いていますが、実際過去 2 年間においては 600 万円ちょっとしか使用されていないと、そういう状況の中で

満額例年変わらず 775 万円の予算を付けるというのはおかしいのではないかと思いますので、反対をいたします。

○議長（湯浅正司君） 他に討論ありませんか。

19 番議員、河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 19 番、河崎ですけれども、アゼリア 21 の予算 6,231 万 5,000 円を休止という形が計画をなされておりますけれども、例年どおりの予算が組んでありますけれども、私が見たところによるとやっぱり施設も経費も 4 分の 3 ぐらいで終わるのではなかろうかと思っております。そういうことで電気料金とか温水の光熱費あたりも軽減できると思いますので、ちょっと多いのではなかろうかと思って、反対をいたします。

○議長（湯浅正司君） 他に討論はありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 私は、賛成の立場で討論いたします。

まず、今回の予算案は、基本的に骨格予算ですので、全体的に問題はないだろうと思います。アゼリア 21 の件につきましては、休業が発表されたのが予算案が出た後でしたので、間に合わなかったろうと思いますので、6 月の予算に休業を折り込んで、ある程度絞り込んだところで補正組替えを出していただくということを期待して、賛成したいと思います。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 19 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計予算について」採決をいたします。

反対討論がありましたので、この議案第 19 号は起立により採決いたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 座ってください。

起立多数です。したがって、議案第 19 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。

午前 11 時 41 分 散会